

はおっしゃるとおりだと思っております。私どもの学習プラザの運動公園については第3種の陸上競技場の公認コースでございますけれども、3種ってというのは、1種、2種、3種の違いは、いわゆる観客席の広さによるものでございますが、私どものほうではホーム側は若干ひさしみたいなのはあるんですが、バックグラウンド側っていいですかね、あちらについては、ないと。ただ、これは県営陸上競技場ってNDソフトのスタジアムですけども、そこもホーム側ぐらいしかないんですね。あと、置賜ですと、米沢市の、あそこもないです。あとは、鶴岡市に大きい陸上競技場あるわけですけど、あそこもありません。基本的に本当に国立の競技場ぐらいいですと、あるんですけども、やはり私なんかも応援に行くときは、やっぱりそれを覚悟して考えておりますんで、これを、観客席ってというのは非常に、スタジアムみたいにしますと、大変なお金がかかるわけで、日差しってというのは基本的にはこれはそれぞれの応援する方が対策してくるってというのが現実のところだと思っております。

今後の対応としては、長井の運動公園につきましては、周りが緑地が結構、これから樹木が大きくなると大分過ごしやすくなるというのと、あと、周りが水源ですので、風通しがよくて、涼しくて、いいほうなのかなと思っておりますが、仮設で日差しよげができないとか、あるいは、ちょっとお金がかかっても、若干バックスタンド側ですね、バックスタンドじゃないな、そうですね、バックスタンド側のほうに少し日差しよげみたいなのも、なかなかお金がかかるので、難しいかとは思いますが、ちなみに、野球場のほうも大規模改修したわけですけども、あそこは座るベンチがないんですね。ですから、そのベンチの仮設をぜひということで協会のほうなんかからも声があるようですが、それなんかも考えなきゃいけないのかなと思っております。

して、一気にってというのは難しいんでしょうけども、少しずつその対応を考えていきたいなというふうに思います。

○五十嵐智洋委員長 6番、鈴木富美子委員。

○6番 鈴木富美子委員 ご丁寧な対応、ありがとうございます。やはりいろんな整備をしていく中でいろんな問題が出てきますけども、少しずつみんなで考えていきながら、ぜひ長井に来て、いろんな大会にいられて、あっ、ここはいいなっていうイメージをどこへでも伝わるような競技場にしていただきたいと思いますので、ぜひよろしくお願いします。私からは以上で終わります。ありがとうございました。

今泉春江委員の総括質疑

○五十嵐智洋委員長 次に、順位4番、議席番号8番、今泉春江委員。

○8番 今泉春江委員 日本共産党の今泉春江でございます。通告しております2件について質疑いたします。それぞれ担当課長と、最後に市長のお考えを伺います。

まず、市税、国保税の差し押さえによる徴収の問題とその改善について問います。

市民の皆様からお預かりする市民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税、たばこ税、入湯税などの市税は、長井市の自主財源として市政運営に重要なものです。現年度分の市税の収納率は、平成21年度、そして、23年度から27年度まで県内13市のトップでした。昨年は2位になっております。また、国民健康保険税の収納率も年々上がっており、こちらも現年度分の収納率は平成27年、28年において県内13市でトップとなりました。収納率を上げることに大きな努力が必要ですが、しかし、収納率を上げるために滞納者に容赦のない差し押さえが行われて

いるとすれば、これは大きな問題です。事実、昨年の税務概要の報告では、預貯金や給料、生命保険などの債権の差し押さえが893件、前年度より100件多く、特に多いのが預貯金です。これは問題ではないでしょうか。

今年度、長井市では市税で31億8,620万円、歳入合計で145億7,200万円となる大きな予算が示されました。ことしも、この大きな予算の執行のために、市税の収納率を上げることは大変重要なことです。

また、国民健康保険税の収納も、国民健康保険税会計の安定した運営のために、被保険者として国民健康保険税を納めなくてはなりません。しかし、長井市の現状を見ますと、自営業者、商店、それぞれ長引く不況や人口減少などで売り上げが低迷しており、なかなかこの状況から抜け出せていません。非正規雇用者労働者などは10年、20年と勤続して働いても、賃金は全然上がらず、生活の向上は望めません。高齢者の方々の年金や医療費などの社会保障は悪くなる一方です。そんな中、多くの市民が市税、国保税を支払えるか、不安を抱え、生活しています。

そこで、市税、国保税の滞納者に対する財産の差し押さえ件数の推移はどうなっているか、まず、税務課長にお聞きいたします。

○五十嵐智洋委員長 伊藤亮一税務課長。

○伊藤亮一税務課長 差し押さえの件数ということでございますが、先ほど委員のほうから冒頭お話ございましたように、平成28年度につきましては、差し押さえ件数は893件、換価金額でございますが、4,262万5,337円となっております。また、過去3年間の数字申し上げたいんですが、平成26年度につきましては、件数は866件、金額につきましては4,942万4,405円、平成27年度につきましては、差し押さえ件数は793件、換価金額は4,389万3,924円となっております。

○五十嵐智洋委員長 8番、今泉春江委員。

○8番 今泉春江委員 今、課長のほうから報告いただきましたが、私も税務概要をちょっと見ておりますけども、25年から26年は117件差し押さえが減っております。26年から27年は73件減っております。ところが、27年から28年度の差し押さえが100件ふえまして、今、課長からあったように、893件となっております。少しずつ減っておりますので、私は何回も申し上げております、相談収納に撤するようにとということで要望を申し上げておりましたので、少しずつ減ってるなと思って、そこは評価しておりましたが、大変、この状況を見ますと、100件もふえてるといことは大変残念でございます。

それでは、次の質疑をいたします。

次に、違法とされる差し押さえが行われていないか、現状について伺います。

まず、児童手当の差し押さえは行っていますかについて伺います。

児童手当は、4カ月分ずつを年3回受給します。子育ての家庭では学用品購入や給食費の支払いなどに充てることができ、大変助かっています。大きな子育て支援となっております。児童手当は2008年、鳥取県の男性が、預貯金口座に児童手当が入金された直後、鳥取県がこの男性の預金口座を税金の滞納を理由に差し押さえました。男性はこれを不服として、鳥取県を相手に訴訟を起こしました。鳥取地裁は児童手当の返還と賠償を命じた判決を下しましたが、鳥取県は広島高裁に控訴しました。しかし、2013年11月27日、広島高裁が児童手当を差し押さえたことを違法とし、返還を命じた判決が出ています。その後、この判決を受け、児童手当の差し押さえについてのマニュアルなどの通達が国から来ているかと思いますが、長井市での児童手当の差し押さえは行っていますでしょうか。税務課長にお聞きいたします。

○五十嵐智洋委員長 伊藤亮一税務課長。

○伊藤亮一税務課長 児童手当の差し押さえでございますが、児童手当につきましては、やはり委員おっしゃるように、受給権の保護というふうな観点から、児童手当法の第15条により禁止されているところでございます。実務的には、1つの口座に給与ですか手当ですかいろいろなもの振り込まれる場合があるかと思いますが、今お話ありましたように、その手当を目当てにといえますか、直接手当自体を差し押さえするというふうなことは行っていないところでございます。当然児童手当の振り込み専用の口座設けられている場合もございますが、こちらについても差し押さえは行っていないというふうにしていただいております。

○五十嵐智洋委員長 8番、今泉春江委員。

○8番 今泉春江委員 課長から、行ってないという答弁でしたので、今後も引き続き児童手当の差し押さえというのは行わないように強く要望いたします。実際、児童手当振り込み日に市の職員が銀行にお邪魔したというようなことも、そのときは差し押さえにならなかったらしいんですけども、というような事例もお聞きしましたので、心配しておりました。でも、課長から、児童手当の差し押さえは行ってないということをご答弁いただきましたので、今後も引き続きそのようお願いをいたします。

それでは、次です。国税徴収法に基づく差し押さえ金額の限度額が守られていますかについて伺います。

国税徴収法に基づけば、給料や年金などの差し押さえ金額の限度は、本人が10万円、家族1人につき4.5万円となっています。もし3人家族なら、19万円が限度額ですが、差し押さえで生活が困窮してはならないと思います。長井市の場合、いかがでしょうか。どのようにこの金額を、限度額を守っていらっしゃるか、税務課長にお聞きいたします。

○五十嵐智洋委員長 伊藤亮一税務課長。

○伊藤亮一税務課長 給与等の差し押さえを行う場合でございますが、当然のことといたしまして、国税徴収法第76条第1項に掲げられております、先ほど委員もおっしゃいました最低限の生活に必要な経費、具体的には本人が10万円、扶養者1人につき4万5,000円となっておりますのでございますが、これらの金額とともに、所得税でありますとか住民税、それから、社会保険料ですか、健康保険料、雇用保険料などを含む社会保険料でございますが、それらの差し押さえ禁止部分については、これは差し引いて差し押さえをさせていただいてるところでございます。

○五十嵐智洋委員長 8番、今泉春江委員。

○8番 今泉春江委員 差し押さえされた方が、電話などで相談を受けることがあります。実際はそういう相談を受けるんですけど、金額的なことはなかなかプライバシーというか、そういうこともあるので、私はなかなかそこまではお聞きできないんですけども、やはり差し押さえになって、予定してたものが払えないというような相談は受けてることは事実でございます。何件かそういうものあります。ですけども、今、課長がおっしゃったように、社会保険などを除いて、そして、本人が10万円、家族が4万5,000円ということが守られていれば、生活が困窮するような差し押さえはないと私は認識いたしますが、課長、引き続きそのように差し押さえ、差し押さえはあってはならないんですけども、やむを得ない差し押さえということであれば、そのことを守っていただくというか、国税徴収法に基づいて差し押さえ金額を守っていただきたいと思っておりますけれども、お約束をお願いします。

○五十嵐智洋委員長 伊藤亮一税務課長。

○伊藤亮一税務課長 税務行政、法令遵守が大鉄則でございますので、委員おっしゃいましたように、当方といたしましては、国税徴収法なり、

法による規制ですとか、そういったことは遵守して行ってまいりたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○五十嵐智洋委員長 8番、今泉春江委員。

○8番 今泉春江委員 十分留意なさって、よろしく願いいたします。

では、次の質疑に参ります。

4月から始まる保険者努力支援制度の新規差し押さえ数によって、交付金の上乗せが始まります。東京などでは、既に先行して行われております。長井市として、どのようにお考えになり、どのようにこのことに取り組むのか、ここは市民課長に伺います。

○五十嵐智洋委員長 佐藤 隆市民課長。

○佐藤 隆市民課長 お答えいたします。

保険者努力支援制度につきましては、平成30年度から正式運用となる国保の新しい国庫補助制度でございますが、国保事業全般について点数化し、点数に応じて補助金を受け取ることができる制度となります。

なお、正式運用は、委員がご指摘のように、平成30年度からとなりますが、一部評価指標については、平成28年度から前倒しで実施されております。

現在の国保税の収納に関する評価指標といたしましては、収納率の実績に対する評価がございます。平成30年度は平成28年度の実績に基づく評価となりますが、収納率の実績に対する評価に加え、収納率の確保、向上に対する評価が新たに加わります。収納率の確保、向上に対する評価の基準といたしましては、1つ目として、口座振替世帯数の割合が前年度より向上しているか。2つ目として、短期証を交付する際に、納付相談等の機会を設ける方針を定めているか。3つ目といたしまして、資格証明書の交付に際して、国保税を納付できない特別な事情を十分確認する方針を定めているか。4つ目といたしまして、1年以上長期滞納者に対して、必ず財

産調査を行う方針を定めているか。そして、5つ目といたしまして、滞納者が再三の督促、催促にもかかわらず、納付に応じない場合は、実情を踏まえた上で差し押さえ等の滞納処分を行う方針としているか。この5つの基準が設定されておりますが、新規差し押さえ数によつての交付金の上乗せという、そういった評価基準は設定されてございません。

なお、長井市としては、①から③までの評価基準は達成しておりますが、今後も引き続き被保険者世帯の実情に応じた納税相談等を丁寧に対応いたしまして、自主納付いただけるよう、相談業務に重点を置いて収納業務を継続していく旨、担当部局から確認をしているところでございます。

○五十嵐智洋委員長 8番、今泉春江委員。

○8番 今泉春江委員 この新しく始まる制度なんですけれども、東京都なんかのように先行して事例もあるそうです。東京都では、500件以上の新規で最大4,000万円が上乗せされるとしております。本当にこの制度は、差し押さえがさらに強化されるのではないかと懸念されております。市町村は、この制度によって差し押さえ件数をふやすしかなくなるのではないかとというような心配もあります。国会でも、この問題に対して質問がされておりました。慎重にここは対応していただきますようお願いいたします。確かに交付金の上乗せって非常に、何ていうんでしょう、あめ玉ではないですけれども、ご褒美というか、そういうものがあるわけで、結局、差し押さえの強化につながってしまうのかなと本当に今から心配しております。ぜひそこは慎重に進めていただいて、長井市として対応していただきたいと思っております。

それでは、次の質疑をいたします。

私は何度も申し上げておりますが、差し押さえではなく、相談収納の徹底を要望いたします。日々、市税や国保税の収納の職務に当たってお

ります職員の皆様には敬意を表します。直接市民の方々にもお会いし、納税の喚起などをお願いすることは重要なことです。差し押さえなどではなく、市民に直接会って、滞納の理由や家庭の事情などもお聞きし、納得の上、納税していただくことが重要です。相談収納の徹底を要望いたします。これも税務課長でしたね、よろしく申し上げます。

○五十嵐智洋委員長 伊藤亮一税務課長。

○伊藤亮一税務課長 それでは、私のほうからは、収納係の業務実態等も含めて答弁させていただきたいと思います。

収納対策といたしましては、督促状及び催告書の送付のほか、早期の電話、訪問による催告を行っております。嘱託徴収員、現在2名おりますが、嘱託徴収員が昼間訪問させていただいて、留守等でそこで連絡がとれなかった方に対しては、夕方以降、電話による催告をさせていただいております。大体2月から3月ぐらいまで繰り返し電話催告をさせていただいております。そして、それでも連絡がなかなかとれないと、ご連絡いただけないという方に対しましては、3月以降ですが、だんだん出納閉鎖見えてきますので、それまでに時間がちょっと限られてきますので、今度は収納係の職員のほうが夕方及び夜間に今度訪問させていただいて、催告をさせていただいております。

きめ細やかな収納対策ですか、そういうものの一環として、また、新しい滞納者をつくらなためにも、夜間の訪問による催告もしていかなければならないというふうに考えているところでございますが、何せ件数が多くございまして、現在、徴収班ですが、2人1班体制ということで回るようにしておりますが、現在、2班体制とっております、1班当たりにはいたしますと、年によって多少の違いございますけれども、大体四、五百件ぐらいという件数になって

おりまして、実際は訪問するにも限界といたしますか、そういったものがあるのかなど、十分な対応がなかなか難しい状況にもあるのかなというふうに思っているところでございます。何よりも税収のやはり確保、収納率の向上というふうなことが我々にとっては大きな目標でございます。また、ほかの納税意識の高い方々、納税者の皆さんとのやはり公平性、このことも繰り返し申し上げているところでございますが、公平性を欠くことがあってはならないというふうにも考えております。そのためには、差し押さえも最終的にはせざるを得ないといえますか、最終的にせざるを得ない措置、手段であるというふうに考えているところでございます。私どももいたしましても、やむを得ずやっているというふうなところでございます。納税意思の見られない方に対しましては、差し押さえの予告書を送付させていただいて、最終的な納税の意思確認ですか、行うようにしておりますが、繰り返し申し上げて恐縮ですが、一生懸命納めていただいている納税者の皆さんとの公平性も考えなければならず、差し押さえの予告書を送付しても反応が見られない方に対しては、残念ですが、法令等の定めに従い、差し押さえを執行させていただいてるところでございます。ということをご理解いただきたいというふうに思います。

また、差し押さえを行った場合でも、一度行った場合でも、その後に納税の相談があった場合は、一緒に完納に向けた納税計画というものを立てて、その後はその納付状況、納税状況を見守っていくようにもさせていただいておりますので、どうかご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

○五十嵐智洋委員長 8番、今泉春江委員。

○8番 今泉春江委員 やはり長井市としても、やむを得ないというところは重々私も承知しておりますが、やはり差し押さえということでは、

市民の納税意識は向上しないのではないかなど強く感じます。今おっしゃったように、例えば差し押さえやなんかで納税と、差し押さえによる納税ということになったときに、課長がおっしゃったように、その後、相談をして、そして、完納に向けてどのようにしていくかということが大事なわけですから、そのとき、差し押さえだけで済むわけではありませんので、滞納してる部分をどのように完納するかということが一番大事なわけですから、ぜひこのことも本当に相談収納ではないかなど強く思っております。ですから、納税者に相談をこちらから、向こうからでなくて、こちらからも相談に乗りますからというような言葉をかけていただき、相談収納に徹していただきたいと思えます。そこは強くお願いを申し上げまして、相談収納が進むことを強く望んでおります。

それでは、最後の質疑に参ります。

最後に、市税、国保税の差し押さえによる徴収方法に対する市長のお考えをお聞きします。そして、今後の取り組みをどうなさるのか、伺います。市長、お願いします。

○五十嵐智洋委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 お答えいたします。

以前は文書、電話、訪問による催告を主とした徴収業務で行ってきたところでございました。差し押さえにつきましては、10年以上前でございますけれども、当時、不動産の差し押さえが主でございまして、さまざまな事情で抵当権が設定されていることなどもありまして、公売になかなか至らなかったケースが多いということでもございました。したがって、換価にはなかなか結びつきにくい状況であったというふうに報告がありました。

平成16年からは、市税等収納率向上対策本部を設置いたしまして、管理職全員による訪問催告や口座振替の促進を行ってきたところででした。しかしながら、リーマンショックなどの景気の

低迷が反映されてか、出納閉鎖までに完納いただけないケースが相次ぎまして、そのため、収納率がどんどん下がりに続き、滞納者が非常にふえたということの状況がございまして、平成20年度には現年課税分で90.30%、辛うじて90%は超えたのですが、大変な状況になってしまいました。このため、これ以上の収納率低下を避けるためにはどうしたらいいかということで、いろいろ市内でも検討した結果、最終的な手段として差し押さえもやむを得ないというような考え方で、また違った滞納者に対する対応を行ってきたところでございます。私個人としても大変心苦しく思っておりますが、一方で、苦しいながらも何とか納税しようということで努力されている大多数の納税者の皆様、また、本当に真面目に納税いただいている市民の皆様との公平性を欠くことがあってはならないという観点から、差し押さえ等々も実施させていただいてきたところでございます。ただ、委員からありましたように、これは差し押さえはあくまでも徴収業務における最終的な手段であるということでもございますので、私どもも十分認識しながら、納税相談や差し押さえの予告、訪問徴収、電話による催告等のきめ細かな収納対策も引き続き可能な限り実施してまいりたいと考えているところでございます。

また、国保税に限って言えば、所得に応じた対策として均等割、平等割の2割、5割、そして、7割の軽減措置も講じられておりますし、以前もできるだけ8回の納付を10回に回数をふやしたりとか、あと、いわゆるコンビニ収納などもできるだけ収納しやすいように、お納めいただくのがしやすいようにというようなことを努力してまいりましたが、このたびの定例会では、議案第31号で、財政状況に応じた長井市独自の減税の提案もさせていただいてるところでございます。特定健診の無料化、あるいはがん検診に対する助成なども鋭意努力して実施して

おりますので、そういった点からもご理解を賜りまして、私としては、最終的な手段としての差し押さえはやむを得ず行っておりますけれども、今後とも、今後の経済状況に応じた相談納税にも丁寧に対応してまいりますので、ぜひとも自主納付をしていただけるような、そんな私どもも環境整備を図ってまいりたいと思います。以上です。

○五十嵐智洋委員長 8番、今泉春江委員。

○8番 今泉春江委員 市長からは、丁寧な対応をするというお話でしたので、ぜひ、本当に徴収に当たってらっしゃる職員のご苦労は大変なものだと思っております。ですけれども、やはりそこが市として、さらに丁寧に対応することが求められているのではないのでしょうか。差し押さえではなく、やっぱり市民の納税に対する意識向上は差し押さえではつながらないと思います。相談収納であれば、先ほどちょっと市民課長からありましたが、資格証や短期証の発行なども減ってくるのではないかと思います。そこがやはり相談収納のよいところではないのでしょうか。やはり相談収納とさまざま、簡単に相談収納と言いますが、本当に納税者の家庭環境とか本人の状況とか、さまざまそういうことを聞いていただいて、どうすれば完納できるかということ丁寧相談に乗っていただいて、相談収納に努めていただきたいと要望いたします。相談収納の徹底で、収納率トップを目指していただくことを強く要望いたします。

次の2つ目の質疑です。宅地開発事業特別会計の宅地販売について質疑をいたします。

市は、みずはの郷の宅地販売に続き、はなぞの保育園跡地を整備し、この土地を宅地として販売することになりました。人口減少問題が深刻な中、他の市町村からの転入なども見込まれます。また、住宅を新築すれば、新築への補助金もあり、建て主には大きなメリットがあります。さらに、市内の建設業者などへの経済効果

も生まれます。また、市が販売するということの安心感があります。私は、宅地販売に反対するものではありません。しかし、最初のみずはの郷の販売方法が問題になっており、市民からの訴訟が起こされ、現在、裁判が行われております。

そこで、最初に、このたびの宅地は、どのような方法で販売するのか。まず、建設課長にお伺いいたします。

○五十嵐智洋委員長 多田茂之建設課長。

○多田茂之建設課長 お答えをいたします。

このたびの宅地分譲販売の方法につきましては、不動産取引における専門知識が必要なことから、宅建業者への代理販売を実施する予定でございます。

○五十嵐智洋委員長 8番、今泉春江委員。

○8番 今泉春江委員 宅建業者への代理販売ということですね。はい。ということは、みずはの郷と同じ方法で販売するということでしょうか。確認をさせていただきます。

○五十嵐智洋委員長 多田茂之建設課長。

○多田茂之建設課長 はい、委員のご質疑のとおり、みずはの郷において宅地販売を行ったときと同様の販売方法、やり方で行ってまいります。

○五十嵐智洋委員長 8番、今泉春江委員。

○8番 今泉春江委員 それでは、次の質疑に参ります。

手数料の275万8,000円の内訳と、この手数料をどこに支払うのか、支払先をお尋ねします。

○五十嵐智洋委員長 多田茂之建設課長。

○多田茂之建設課長 お答えをいたします。

宅地開発事業特別会計当初予算へ手数料としまして275万8,000円を計上しておりますが、主なものとしましては、花作分譲8区画とみずはの郷1区画合わせた9区画分の分譲業務手数料としまして262万6,000円、支払先は各区画の代理販売を行う宅建業者となります。そのほかに山形県公共嘱託登記司法書士協会へ予定をして

おりますが、販売完了後に行う所有者移転登記手数料としまして7万8,000円、そして、1基、防犯灯の移設等の必要がありまして、その移転の際に移設業者に支払う手数料としまして5万4,000円を計上しております。

○五十嵐智洋委員長 8番、今泉春江委員。

○8番 今泉春江委員 今、課長のほうから、代理販売を行う宅建業者に支払う手数料と、中身いろいろ説明いただきました。宅建業者というのは、前のみずはの郷では宅建協会長井ですか、その団体をお願いしたわけですけども、このたびはその宅建協会長井が解散なさいましたね。なぜ解散なされたか、ちょっと不思議でなりませんけども、その宅建協会長井がないわけですので、どなたでも宅建業者であれば、どなたでも、どの組合、どの協会に入っても、個人でしてらっしゃる方でも、どなたでもこれは代理販売を行えるというものでしょうか。お聞きします。

○五十嵐智洋委員長 多田茂之建設課長。

○多田茂之建設課長 お答えをいたします。

以前の宅建協会がなくなりましたので、今考えてるところでは、宅建業者の選定につきましては、取引業の免許を持つ業者さん、その公募を行いまして、選定をしてまいりたいというふうに、今、考えておるところです。

○五十嵐智洋委員長 8番、今泉春江委員。

○8番 今泉春江委員 公募をして、業者を選定するということですか。ただ、次の質疑もありますから、あれですけども、じゃあ、ちょっと次の質疑と関連しますので、今、申し上げます。

広告宣伝業務委託料とあります。この内訳と委託先をお願いします。みずはの郷の場合は、チラシ作成や市報などのPRは長井市が行っていますが、このたびはどうなさるのでしょうか。お聞きします。

○五十嵐智洋委員長 多田茂之建設課長。

○多田茂之建設課長 お答えいたします。

広告宣伝費につきましては、メディア等を利用して販売促進、分譲のPRを行うこととしておりまして、主な内容としましては、募集開始時における新聞広告の掲載や広告情報誌への掲載、そして、チラシの新聞折り込みなどを予定しております。また、募集案内として分譲地内や市役所前に現地の案内看板ですとか誘導看板、そして、のぼり等の設置も今、考えているところでございます。

委託先でございますが、広告宣伝としましては、宅地分譲販売募集の目的が第一でございますが、近隣市町へのお住まいの方に長井市の取り組みや魅力を発信する面ではよい機会だなということで、販売募集のPRはもちろんでございますが、あわせて本市の魅力を効果的に宣伝、そして、周知したいと思っております。その上で、当然のことですが、費用対効果なども十分に検討しながら、委託先を選定してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○五十嵐智洋委員長 8番、今泉春江委員。

○8番 今泉春江委員 そうすると、前のときのように、新聞広告、それから、折り込み、その土地のところとか市役所にのぼりなども設置するというのは、長井市で行うということでしょうか。確認させて……。

○五十嵐智洋委員長 多田茂之建設課長。

○多田茂之建設課長 今委員からありましたように、長井市で宣伝、PRをやってまいります。

○五十嵐智洋委員長 8番、今泉春江委員。

○8番 今泉春江委員 長井市でPR、宣伝すると。そして、先ほど、ちょっと前の質問ですけども、宅建業法の資格を持つというか、そういう方をお願いするということでしたので、その方が宅建協会、前は宅建協会長井でしたけども、個人の許可さえあれば、どなたでもチラシを見て、チラシを見てというとおかしいですけど、普通は宅建業者の方が、こういうところありますよ、どうですかとか、そういう販売を努力な

さって、そして、代理をすると思うんですけども、今回もPRやなんかは長井市で、そして、手続は宅建の資格を持つ業者の方へということですので、どなたでも資格があれば、これは販売を、代理販売とってますので、代理販売ができるということでもよろしいのでしょうか。どこの業者でもいいと、資格があればということでしょうか。

○五十嵐智洋委員長 多田茂之建設課長。

○多田茂之建設課長 先ほどもお答えさせていただきましたが、公募により、こちらのほうで十分な資格を持った方だということ、その該当される方につきましては、そういった販売をお願いしていくような方法をとってまいりたいと思います。

○五十嵐智洋委員長 8番、今泉春江委員。

○8番 今泉春江委員 何かしつこいようで、あれ……。そうすると、フリーで扱われるっていうことですね。何かちょっとさっきのご答弁だと、何か業者を選ぶようなお話をちょっとなさいましたけど、そういうことはないんですよ。フリーで資格があれば、どなたでも扱えますよということでもよろしいですね。そのように確認させて、よろしいでしょうか、課長。

○五十嵐智洋委員長 じゃあ、はっきりとお願いします。

多田茂之建設課長。

○多田茂之建設課長 委員おっしゃるとおり、どなたでも、資格さえ持っていれば大丈夫だと思います。

○五十嵐智洋委員長 8番、今泉春江委員。

○8番 今泉春江委員 次の質疑に参ります。

次に、今、販売方法を課長から詳しくお聞きいたしました。代理販売で、宅建業者の資格のある方に販売をしていただくというご答弁でございました。それで、地方自治体は宅地建物取引業法に基づく適用を受けません。買い主に手数料などの負担もさせずに、さらに安く販売で

きます。なぜ直売しないのでしょうか。職員も、前回のみずはの郷での販売で様子もわかっておりますし、このたびは販売数も少ないので、事務的な手間も少なく行えますが、いかがでしょうか。市長にお伺いいたします。

○五十嵐智洋委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 ご質問いただきました件につきましては、現在、みずはの郷事業におきまして、私が被告となりまして係争中でございますので、ご質問の中で直営で販売しないのかということが、まさにみずはの郷訴訟におきます損害賠償とその根拠となる宅建業者への委託によるところでございますので、ここで答弁することは控えさせていただきます。

○五十嵐智洋委員長 8番、今泉春江委員。

○8番 今泉春江委員 そのみずはの郷の問題ではなくて、このたびのはなぞの保育園の跡地を販売するのに直売なさってはどうかという質問でございましたが、答弁を控えるというのはちょっと何かあれなんですけど、直売はできないというふうに受けとめてよろしいのでしょうか。今の市長のお答えですけども、そういう意味でしょうか。ここを直売なさらないんですかという質問ですので、いかがでしょうか。そういうふうに私、質問したんですけども。

○五十嵐智洋委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 繰り返しますが、まさに今泉委員がおっしゃってることを争点に、今、訴訟を受けてるわけでございますので、私は当事者ですから、この場で、議会で答弁させていただくことは差し控えさせていただきますというふうに申し上げたところでございます。

○五十嵐智洋委員長 8番、今泉春江委員。

○8番 今泉春江委員 それでは、そういうふうにおっしゃるのであれば、今後も、次の質疑です。今後も宅地整備をしたいというようにお話を市長は話されておりますが、やはり今後も宅地整備を行い、販売していくお考えでしょうか。

みずはのような大きな宅地整備はないとは思いますが、今の、前の質疑と重なりますが、直売すべきと思いますが、市長のお考えを伺いたいところですけど、同じ答弁かなと思いますけども、これはこれで項目上げておりましたので、お願いします。

○五十嵐智洋委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 今後も私としては、やはり都会のほうからこちらに戻ってうちを建てたいとか、あるいは長井がいいところなので、魅力あるまちだから、こちらに住みたいという方のために宅地の造成販売はしていかなきゃいけない事業の柱の一つだと思っております。例えば間もなく販売がされるという飯豊町のエコタウンであったり、あるいは隣の川西町の置賜総合病院のそばにつくるメディカルタウン、メディカルタウンは100区画というふうに聞いていますが、私どもとしても以前からお話ししましたように、南中学区だけじゃなくて、北中学区、それから、小さな拠点の周辺にもそれなりの区画をつくっていくと。今は少ないんですが、今後、多角的にこういった事業がふえてくるということで、人員も限られておりますので、その辺のところが多いところだと考えております。

ご質疑いただきましたみずはの郷、今回、計上されていただきました予算による事業も踏まえて、販売方法を決めていくということで考えておりますので、先ほどご説明させたとおりでございます。

なお、事業を進めるに当たりましては、みずはの郷事業におきまして、監査委員からご指摘いただいた事項を真摯に受けとめてまいることをつけ加えさせていただきます。以上です。

○五十嵐智洋委員長 8番、今泉春江委員。

○8番 今泉春江委員 今後も整備、販売をしていくということで、若い方が帰ってらしたときに、そういうところへ新築したり、そういう土地を提供するという事は本当に前向きで、私

はいいと思います。ぜひ、そんな大きいものでなくて、西のほうとか北のほうとか進めていただければ、長井市全体が活気づくのではないかと考えております。しかし、今回、今も申し上げましたけど、たった8軒です。そして、みずはの郷で皆さん、職員の方もいろいろご苦労なされたというか、30軒ですか、ありましたから、大変な業務もあったかと思っておりますけども、たった8軒ですもの。優秀な、有能な職員がいらっしゃるわけですから、なぜ直売なさないのかということが非常に疑問でございます。みずはの郷とは別に、今回から売の場合に、直売すれば、何も不動産業者に支払手数料など要らないわけですから、なさればいいんじゃないかなと思います。

そこで、この地方自治法第2条第14項では、地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないと、こうあります。ですから、私が申し上げてるのは、みずはとは別に、何も市民に、宅建業者に支払う手数料を市民から取らなくても、市民にもっと安い、そして、経費のかからないものを市民に提供できるのではないかなと。この地方自治法に鑑みれば、そのようにするということが当たり前ではないかなと考えますけど、市長、いかがでしょうか。

○五十嵐智洋委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 繰り返しになりますが、この案件については、訴訟を受けてる案件でございますので、発言は差し控えさせていただきます。

○五十嵐智洋委員長 8番、今泉春江委員。

○8番 今泉春江委員 市長の答弁は、ちょっと理解できません。私は……。はいはい、そうですか。非常に地方自治としてのこの目的というものがそこで失われてるのではないかなと強く思ったものですから、質疑をいたしました。理解できないということで、販売することに、私は

それを問題視はしておりません。販売方法が問題だということを申し上げて、質疑を終わります。ぜひ前向きに考えていただきたいと思えます。

散 会

○五十嵐智洋委員長 本日は、これをもって散会いたします。再開は明日午前10時といたします。ご協力ありがとうございました。

午後 4時26分 散会